

相模原市告示第369号

令和5年度における労働報酬下限額の設定について

相模原市公契約条例(平成23年相模原市条例第29号)第6条の規定により令和5年度における労働報酬下限額を定めたので、同条例第7条第3項の規定により告示する。

令和4年10月1日

相模原市長 本村賢太郎

- 1 労働報酬下限額を定めた契約の種類  
相模原市公契約条例第6条第2号に規定する対象業務委託契約等
- 2 労働報酬下限額  
1,120円
- 3 適用日  
令和5年4月1日